

# 第3章 こども計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

「第2期計画」を継承しつつ、前章までの国の動向や本市の現況、調査結果などを踏まえ、本市が目指すまちの姿として、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

### こどもと子育てにやさしいまち四日市

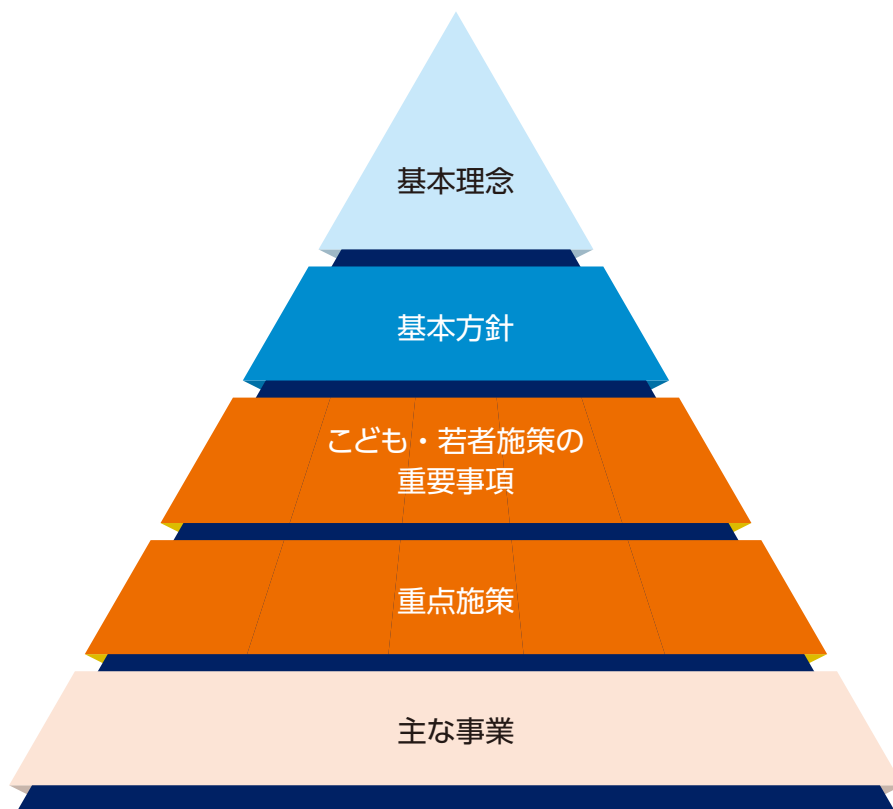
こどもは、社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。

「こども基本法」では、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことを目的として掲げており、本市総合計画においても「充実した人生を歩むための基盤を育み、誰もが憧れる『子育て・教育安心都市』の実現」を掲げています。

これらの目指す社会像を実現するためには、こどもを取り巻く環境の厳しさや子育てに対する様々な負担が自己実現や幸福追求を妨げることのないよう、未来を担う人材を社会全体で育てていく必要があります。

そのために、「第2期計画」の基本理念を継承しつつ、こどもの視点をより重視しながら、地域、団体、学校、行政などが連携し、社会全体でこどもの育ちを支え、こどもと子育てにやさしいまちを目指して、こども・若者の健やかな成長と子育て家庭への支援をはじめとしたこども施策を総合的に推進します。

#### 【本計画の構成】





## 2. 基本方針

本計画が掲げる基本理念「こどもと子育てにやさしいまち四日市」の実現に向け、「こども大綱」などの国の方針を踏まえ、本市においては以下のとおり基本方針を定めます。

### ▶ こどもの権利が尊重され、こども自身の意見や視点が活かされたこども施策を実行します

こども基本法第3条の基本理念の中に、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられており、こども・若者の社会参画と意見反映を推進していくことが求められています。

また、「こども大綱」では、こども・若者に関する施策を企画立案・実施するにあたっては、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、施策の実態を踏まえ、目標を立てて取り組み、効果を検証し、施策をブラッシュアップするEBPM(証拠に基づく政策立案)を進めることが求められています。

これらを踏まえ、こどもに関わる全ての施策において、「こどもの権利の尊重」「こどもの意見聴取」「こどもの視点」の考え方をもち、特に重要性の高いと思われる項目について数値目標を立てて取組を進めます。

### ▶ 地域、学校、行政をはじめとして、こどもに関わる様々な機関が連携して、社会全体でこどもの育ちを支える「こどもまんなか社会」を実現します

「こどもまんなか社会」は、こどもが自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすこと、性別に関わらず様々な可能性を広げていくこと、こどもを産みたい・育てたいと考える個人の希望が叶うこと、子育てと仕事の両立ができることなど、こども・若者や子育て当事者が自由で多様な選択ができ、ウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態)で生活ができることが求められています。

そのような社会を構築するためには、地域、学校、行政をはじめとして、こどもに関わる様々な機関が連携して取り組む必要があり、必要に応じて主体間の情報共有や連携体制の強化、地域や民間団体への支援の充実を図ります。

また、こども・若者や子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会の様々な場で、年齢・性別を問わず、全ての人がかこども・若者や子育て当事者を応援するといった社会全体の意識改革を進めるとともに、社会構造を変えるために必要なこども・子育て施策の充実を進めます。



## ▶ 支援を必要とする子どもと子育て当事者に、確実に必要な支援が届くよう、支援の充実と支援人材の育成、切れ目なく支援がつながる環境整備に取り組みます

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期と各ライフステージで様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。こどもの成長は、置かれている環境や心身の状況などが関係するため、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮が求められます。

成長過程においては義務教育の開始・終了年齢など節目はあるものの、社会生活を送ることができるようになるまでには連続性があり、様々な分野の関係機関・団体等が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する必要があります。

また、様々な社会的マイノリティや各ライフステージにおける不安や悩みを解消するため、既存の相談支援の取組を生かしつつ、こども・若者や子育て当事者が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的かつ重層的な支援体制を整備し、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図る必要があります。

家庭、学校、保育園、幼稚園、こども園、地域社会、企業、行政など、あらゆる社会の構成員が役割を果たし、連携と協力のもと誰一人取り残さない支援体制の構築を進めます。





### 3. こども・若者施策の重要事項

基本理念「こどもと子育てにやさしいまち四日市」の実現に向け、整理した3つの基本方針のもと、次の重要事項を柱として施策を展開します。

#### 1. 全世代共通

(1) こどもの人権尊重

(3) こどもの貧困の解消

(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

(2) 遊びや体験の機会づくり、生活習慣の形成・定着

(4) 障害児や医療的ケア児等への支援

(6) 自殺対策や犯罪からこども・若者を守る取組

#### 2. 子育て当事者

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

(4) ひとり親家庭への支援

#### ライフステージ別

#### 3. 誕生前から就学前まで

(1) 切れ目のない保健・医療の確保

(2) 成長の保障と遊びの充実

#### 4. 学童期・思春期

(1) 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育

(2) こどもの居場所づくり

(3) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

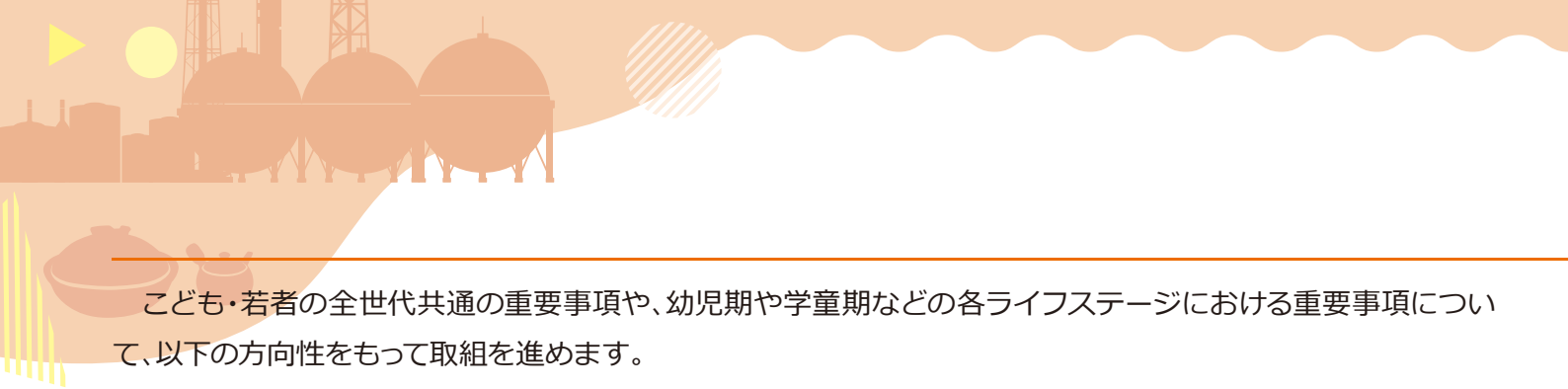
(4) いじめ防止

(5) 不登校のこどもへの支援

#### 5. 青年期

(1) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組や、結婚を希望する人への支援、結婚に伴う新生活への支援





こども・若者の全世代共通の重要事項や、幼児期や学童期などの各ライフステージにおける重要事項について、以下の方向性をもって取組を進めます。

## 1. 全世代共通

こどもが心身の発達過程にあり、保護者や社会の支えを受けながらも、意見表明や自己選択・決定・実現などの権利を有していることを社会全体で共有し、「こどもまんなか社会」の機運を高めていきます。

また、家庭の経済状況や社会的な孤立・孤独、疾病、障害、虐待、犯罪被害など、こども・若者の置かれている環境や心身の状況などに関わらず、多様な経験ができたり、必要な支援が受けられたりする成育環境を整えます。

## 2. 子育て当事者

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化しており、子育て当事者は、以前に比べ祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。

そのような子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事と子育ての両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるよう、経済的な負担軽減、地域ぐるみの子育て支援、共働き・共育ての推進、ひとり親家庭への支援など、こどもの健やかな成長を支援する取組を推進します。

## 3. 誕生前から就学前まで

誕生前から幼児期までは、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期であり、社会全体で見守り応援することが重要です。

こどもの誕生前後は、妊娠から出産、産後にかけての一体的な支援と、前述の子育て当事者への支援が切れ目なく継続的に実施されることが重要であるため、母子保健と医療が連携した支援の充実を図ります。

乳児期には、愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感が醸成されるよう、幼児期には他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長できるよう、こどもの育ちを支える必要があります。乳幼児期の育ちをひとしく保障するため、待機児童対策をはじめ、教育・保育の質の向上や地域子育て支援サービスの充実を図ります。

## 4. 学童期・思春期

身体も心も大きく成長する学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、安全・安心が確保された場で、失敗を経験しながら、直面した課題に全力で取り組み、成功体験を重ね、自己肯定感を高めていくことが重要であるため、学校教育の充実やこどもが安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

また、思春期は、人間関係や社会との関わりの中で、自身の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期となります。一方で、自身に対しての様々な葛藤を抱えたり、進学・就職や家族・友人との関係、恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。そのような思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう、学童期と同様に学校教育の充実や居場所づくり、心身のケアなどの取組を推進します。

## 5. 青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間で、人生における様々なライフイベントが重なる時期です。また、大学等への進学や就職に伴い、新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期となります。青年期の若者が、自らの適性などを理解した上で、職業や進学などの選択を行い、その決定が尊重されるよう、修学・就労支援、希望する人への結婚支援や結婚後の新生活支援、相談体制の充実などの取組を推進します。

## 4. 施策の体系

### 基本理念

### こどもと子育てにやさしいまち 四日市

### 基本方針

- ▶ こどもの権利が尊重され、こども自身の意見や視点が活かされたこども施策を実行します
- ▶ 地域、学校、行政をはじめとして、こどもに関わる様々な機関が連携して、社会全体でこどもの育ちを支える「こどもまんなか社会」を実現します
- ▶ 支援を必要とするこどもと子育て当事者に、確実に必要な支援が届くよう、支援の充実と支援人材の育成、切れ目なく支援がつながる環境整備に取り組めます



### こども・若者施策の重要事項

#### 全世代共通

- こどもの人権尊重
- 遊びや体験の機会づくり、生活習慣の形成・定着
- こどもの貧困の解消
- 障害児や医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 自殺対策や犯罪からこども・若者を守る取組

#### 子育て当事者

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

#### 誕生前から就学前まで

- 切れ目のない保健・医療の確保
- 成長の保障と遊びの充実

#### 学童期・思春期(6〜18歳)

- 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育  
※「四日市市学校教育ビジョン」にて推進
- こどもの居場所づくり
- 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- いじめ防止
- 不登校のこどもへの支援

#### 18歳〜青年期

- 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組や、結婚を希望する人への支援、結婚に伴う新生活への支援



こども計画の  
策定にあたって

こども・若者、子育て  
当事者を取り巻く現況

こども計画の  
基本的な考え方

本市の取組・  
事業

全世代  
共通

子育て  
当事者

誕生前から  
就学前まで

学童期・  
思春期

青年期

計画の推進に  
あたって

第3期四日市子ども  
子育て支援事業計画

参考資料

## こども計画における重点施策

### 「こどもまんなか社会」の機運醸成

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けた周知啓発
- こどもの意見聴き取りの推進

### 遊びや体験の機会づくり、 生活習慣の形成・定着

- こども芸術体験事業
- 体験型の幼児教育活動の充実
- こどもの生活リズム向上事業

### こどもの貧困の解消

- こども学習支援事業
- 生活困窮者対策の推進

### 障害児や医療的ケア児等への支援

- 発達障害等早期支援事業
- インクルーシブ教育推進事業
- 障害児通所支援事業

### 児童虐待防止対策 及びヤングケアラーへの支援

- 養育支援訪問事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 支援対象児童等見守り強化事業

### 犯罪からこども・若者を守る取組

- eネット安心出前講座の充実
- 地域一体の補導活動事業

### 地域子育て支援の充実

- 子育て支援センター事業
- 第2子以降子育てレスパイトケア事業
- 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

### 共働き・共育ての推進

- 仕事と子育ての両立ができる職場環境支援事業
- 父親の子育て参画推進事業

### 安心して妊娠・出産、育児ができる 環境の充実

- 妊婦一般健康診査事業
- 不妊治療医療費助成事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 多胎児育児支援事業

### 安心してこどもを預けることができる 環境整備

- 保育士等人材確保事業
- 就学前教育・保育施設の再編
- 幼児教育推進事業

### 多様なニーズに応じた こどもの居場所の創出

- こどもの居場所づくり事業
- 学童保育推進事業
- 部活動サポート事業

### 多様なこどもに対する 多様な学びの場の提供

- 「チーム学校」推進事業
- いじめ防止に向けた取組の推進
- 不登校対策推進事業

### 若者の生活基盤の安定と若者の 出会いの機会の創出・結婚の機運醸成

- 若者の就労に係る支援
- マリッジサポート事業



### 1 全世代共通

#### 1. こどもの人権尊重

##### 目指す姿

社会全体が、こどもを権利の主体として認識するとともに、多様な人格・個性が尊重されており、こどもに関わる様々な機会において、こどもの声が聴かれ、こどもの今とこれからの最善の利益が第一に考えられている。

##### 施策の方向

- 社会全体が「こどもが権利の主体であること」「こどもの権利とは何か」を理解し、こどもの権利が尊重されるよう、周知啓発を行い、機運の醸成を進めます。
- こどもに関わる施策の策定・実施・評価にあたっては、こどもの意見を聴く機会を設け、その意見を反映し、施策の実効性を高めます。
- こども自身がこどもの権利を理解し、自らを守る方法や困難を抱えたときに助けを求め、回復する方法を学べるように、こどもの発達段階に応じて、必要な教育や啓発を行います。
- こどもの権利が侵害されたときに、相談をすることができる相談窓口を設け、関係機関と連携し、迅速に対応します。
- こどもが性別に関わらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習を進めます。

## 重点施策

### 「こどもまんなか社会」の実現に向けた周知啓発

担当課 こども未来課

#### 目的

こどもがウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態)で成長できる「こどもまんなか社会」を実現するため、こどもの権利やこども・子育てに関する情報の効果的な発信・周知啓発を行い、こどもの最善の利益を図ります。

#### 事業内容

こども・子育て情報を集約したWEBサイトを制作し、体験・イベントや悩みの相談窓口などの情報を効果的に発信するとともに、こどもの権利などをはじめ「こどもまんなか社会」の実現に向けた周知啓発を行います。



参考事例：さっぽろ子育て情報ホームページ  
出典：<http://kosodate.city.sapporo.jp/>

#### 今後の 方向性

制作したWEBサイトを軸に、情報の集約を進めるとともに、様々な媒体の活用を検討し、「こどもまんなか社会」の機運の醸成を図ります。

### こどもの意見聴き取りの推進

担当課 こども未来課 広報マーケティング課

#### 目的

より実効性の高いこども施策の実現とこどもの自己肯定感や自己有用感の向上を図るため、こどもが意見を伝えることができたり、相談できたりする環境を整備します。

#### 事業内容

市の施策に対して、こどもが意見を伝えたり、自由に相談できたりする仕組みをインターネット上に新たに設け、こどもの声が届く仕組みづくりを行うとともに、アンケートやワークショップなど、様々な手法により、こどもの意見を聴く機会の創出を図ります。

参考事例：こども家庭庁こども若者☆いけんぷらす  
出典：こども家庭庁 (<https://ikenplus.cfa.go.jp/>)



#### 今後の 方向性

こどもが意見を伝えることができる機会の創出を図るとともに、聴き取った意見に対するフィードバックの手法を検討します。

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
保育園・幼稚園・こども園での職員や保護者への人権研修	人権研修を通し職員の保育の実践を振り返る中で、人権意識に関する認識と専門性を高めます。また、保護者に対し、人権を身近に感じられるよう人権講座による意識啓発を図ります。	保育幼稚園課
保育園・幼稚園・こども園での人権教育	幼児期のこどもたちが人権感覚を育むことができるよう園での人権教育や啓発を推進します。	保育幼稚園課
四日市人権擁護委員協議会の支援	四日市人権擁護委員協議会に対して、人権擁護、人権相談、保育・教育現場でのこどもに向けた人権啓発など、諸活動を支援するための補助を行います。	人権・同和政策課
各地区人権・同和教育推進協議会等の活動支援	人権意識の普及と高揚を図るため、各地区人権・同和教育推進協議会が開催するイベント、学習会、研修会などの活動を支援します。	人権センター
広報よっかいち人権のひろばの掲載	人権意識の普及と高揚を図るため、広報よっかいちに人権に関する記事を掲載します。	人権センター
こどものための出前講座の開催	保育園・幼稚園・こども園、学童保育所などからの申し出を受け、相手を思いやる大切さ、命の大切さなどを学ぶ出前講座を実施します。	人権センター
人権学習支援事業	全国規模の人権に関する研修会・研究大会への参加にかかる経費の補助を行います。	人権センター
人権学習推進事業	多くの市民が人権について広く学び、理解を深める機会として、よっかいち人権大学あすてっぷ、ステップアップ講座を実施します。	人権センター
人権教育・啓発推進事業	市民人権意識調査を実施し、その結果を検証し、人権課題に対する啓発冊子の作成など効果的な啓発を図ります。	人権センター
人権にかかる相談ネットワーク構築	相談窓口間及び相談担当者間のネットワークを構築します。	人権センター
人権に関する蔵書等の充実	人権意識の普及と高揚を図るため、こどもの人権を含めた様々な人権に関する図書を購入し、貸出を行います。	人権センター
じんけんフェスタ事業	じんけんフェスタを開催し、広く人権に関する啓発活動を行います。	人権センター
人権まちづくり推進事業	地域課題の解決や文化の継承などに取り組むことで、差別意識の解消を図る「人権のまちづくり」を、地域団体と協働して実施します。	人権センター
人権擁護委員の活動支援	人権に関わる相談事業を実施します。法務大臣から委嘱され活動する人権擁護委員の活動を支援します。	人権センター
親子映画鑑賞会の開催	非核平和都市宣言啓発事業の中で親子映画鑑賞会を実施し、戦争と平和に関する映画の上映を実施します。	市民協働安全課 人権センター



こども計画の  
策定にあたって

こども・若者、子育て  
当事者を取り巻く現況

こども計画の  
基本的な考え方

本市の取組  
事業  
共通  
全世代

子育て  
当事者

誕生前から  
就学前まで

学童期・  
思春期

青年期

計画の推進に  
あたって

第3期四日市子ども  
子育て支援事業計画

参考資料

## 主な事業

取組・事業	事業概要	担当課
男女平等・デートDV予防教育講師派遣事業	ジェンダーの視点を学び、こどもが「ありのままの自分」「ありのままの他者」を受容・表現する力、また、将来の可能性を広げ、多様な生き方を尊重できる力を育むため、希望する園や学校等に講師を派遣し、男女平等教育の講座を開催して、こどもや保護者等への啓発を図ります。	男女共同参画課
女性のための電話相談 男性のための電話相談	生き方、人間関係、離婚、配偶者等からの暴力など様々な悩み・問題を抱えた人からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながら必要な支援につなげます。	男女共同参画課
民間企業における人権意識の啓発支援	市内事業所が中心となり、人権課題の解決に向けた取組を推進するために結成された四日市人権啓発企業連絡会の活動を支援することで、民間企業による人権意識の啓発を促します。	商業労政課
中学校ブロック人権文化創造事業「子ども人権フォーラム」の開催	こどもに人権尊重の精神を養い、差別をなくす実践力を育てるため、全中学校区において小中学生を対象にした「子ども人権フォーラム」を実施します。	人権・同和教育課
学校人権教育リーダー育成研修会	学校における人権学習や教職員・PTA研修会、「子ども人権フォーラム」などのファシリテーター（促進役）を担う教職員を育成します。	人権・同和教育課
小中学校での人権教育の推進	「子ども人権フォーラム」や様々な人権課題に関する取組を系統的に位置付けた人権教育カリキュラムに基づき、こどもが主体的に取り組む人権教育を推進します。	人権・同和教育課
メディア・リテラシー養成を通じた人権教育推進事業	インターネットや各種メディアから得られる様々な情報を正しく見分け、情報を主体的に読み解くメディア・リテラシーの養成を通じた人権教育を推進します。	人権・同和教育課



## 2. 遊びや体験の機会づくり、生活習慣の形成・定着

### 目指す姿

全てのこどもが、その年齢や発達の程度に応じて、遊びや体験活動等を通して成長し、基本的な生活習慣を身に付け、健やかに生活することができる成育環境が整っている。

### 施策の方向

- こどもの年齢や発達の程度に応じて、多様な体験や遊びができるような場や機会を提供します。また、それらの開催にあたっては、地域や成育環境によって格差が生じないように配慮します。
- こどもが基本的な生活習慣を身に付けられるように、家庭・学校・園等と連携しながら、普及啓発を行います。
- 外国にルーツのあるこどもとその家族が、地域で安心して、学び、生活ができるように、日本語教育をはじめとする学習支援を行います。

### ！ 重点施策

#### こども芸術体験事業

担当課 文化課

#### 目的

幼少期から音楽をはじめとした芸術文化に触れ親しむ体験機会を設け、豊かな人間性のかん養を図ります。

#### 事業内容

「乳幼児期」「就学前」「小中学校」といった各ステージに合わせた体験企画を実施します。

〈乳幼児期の芸術文化体験事業〉

プロの演奏家を招き、定期的に至近距離で体験できるコンサートなどを実施します。

〈音楽等交流事業〉

学校等にアーティストを派遣し、音楽に限らず幅広い芸術に触れられるよう、演奏や作画体験など様々な芸術を通じた交流を行います。また、ホールでのコンサートを行い、コンサートの鑑賞マナーを学べる機会を提供します。

〈演劇表現による次世代育成事業〉

こどもの感性のかん養と多様な自己表現につなげるため、プロの役者などによる学校訪問を行い、こどもに演劇表現を通じた体験と交流の機会を提供します。



乳幼児期の芸術文化体験事業



演劇表現による次世代育成事業

#### 今後の方向性

誰もが文化芸術に触れたり、自ら活動したりする機会を得られるよう事業内容の充実を図るとともに、障害のあるこどもも参加しやすいよう関係機関との連携によってきめ細やかな周知に努めていきます。